

監査報告書

平成30年5月18日

学校法人 産業技術学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 産業技術学園

監事  
監事  

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人産業技術学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人産業技術学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人産業技術学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上